

平成 20 年 3 月 18 日
緊急地震速報検討委員会

前回の緊急地震速報検討委員会以降の取り組みについて

前回の緊急地震速報検討委員会以降の取り組みについて【p.1～5】

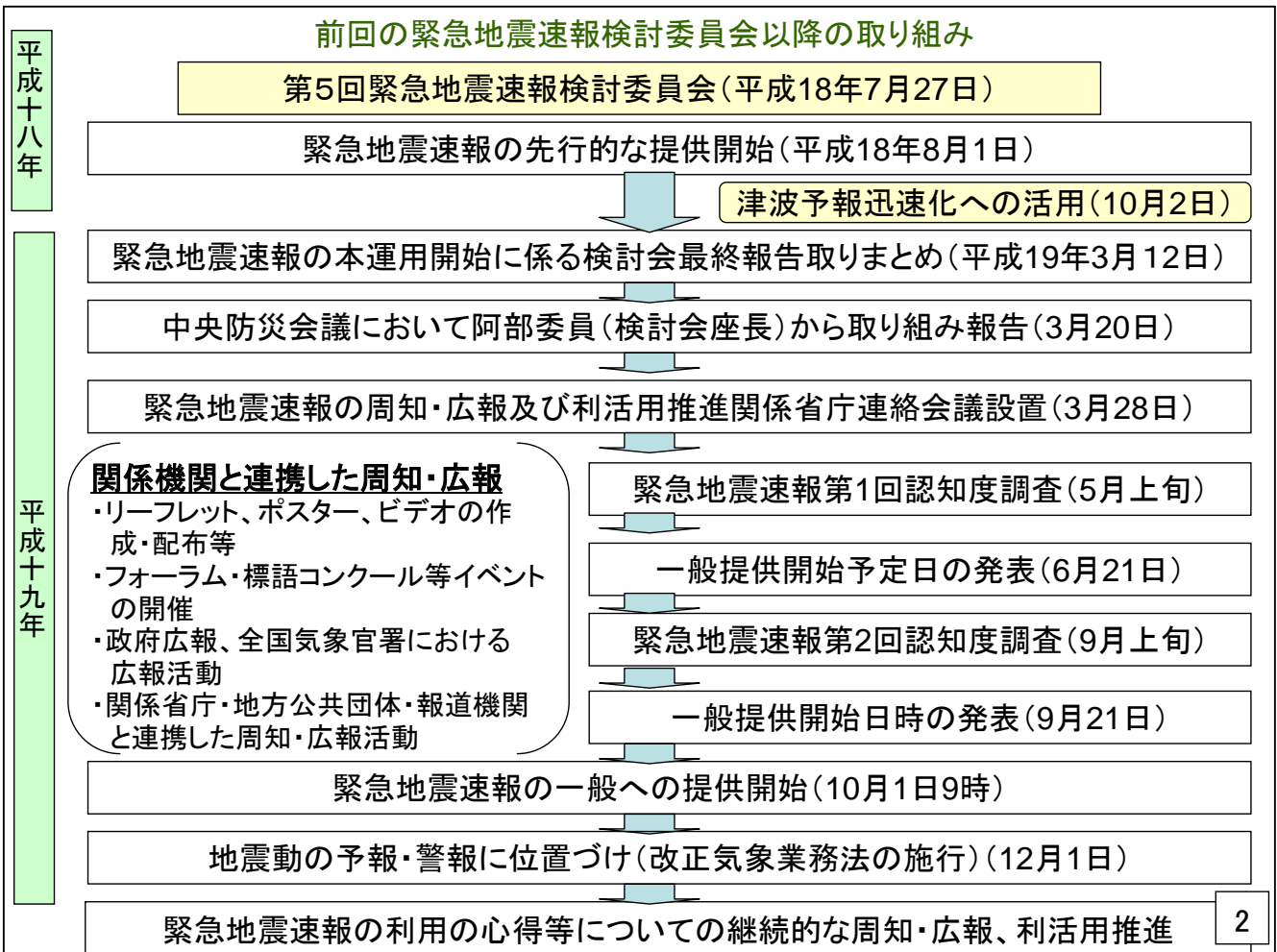
緊急地震速報の周知・広報及び利活用推進関係省庁連絡会議について【p.7～10】

緊急地震速報を活用した津波予報迅速化【p.11～12】

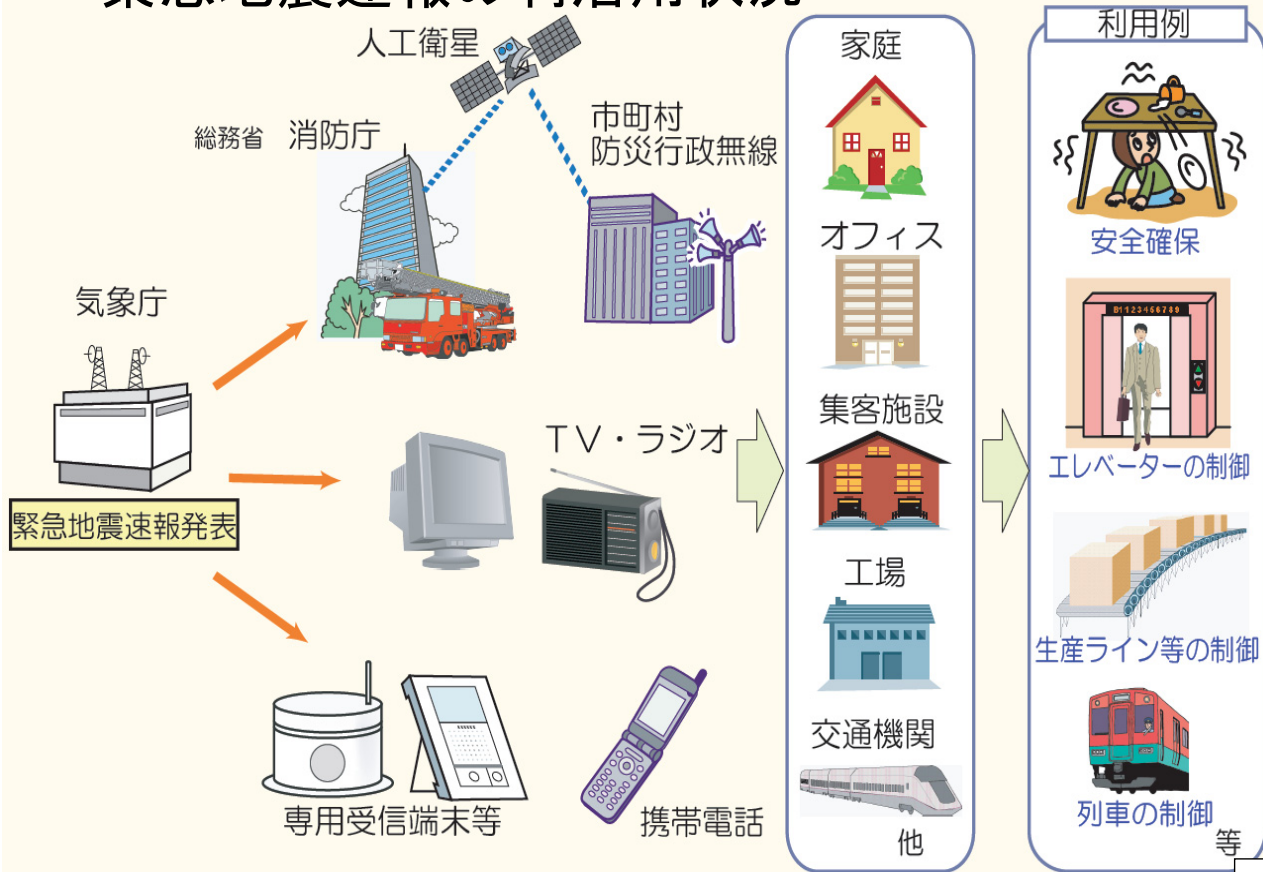
気象庁地震火山部

前回の 緊急地震速報検討委員会 以降の取り組みについて

1



緊急地震速報の利活用状況



3

緊急地震速報の伝達について

- NHKテレビ、ラジオが平成19年10月1日から対応
- 地方公共団体においても、J-ALERTを利用した防災行政無線での放送が少しずつ拡がり、その他の防災行政無線、有線放送の活用の動き
- 民放テレビ局でも、平成19年10月1日以降。準備の整ったところから対応
- 民放ラジオ局は、平成20年4月頃から順次放送開始予定（一部平成19年11月から放送開始）
- 携帯電話各社による携帯電話端末への配信
 - ・NTTドコモ 平成19年12月10日から
 - ・AU 平成20年3月下旬予定
 - ・ソフトバンクモバイル 平成20年度以降
- 民間事業者による、インターネット回線やケーブルテレビ回線などを利用した専用端末、パソコン端末への配信

4

集客施設でも導入の動き

日本百貨店協会、(社)日本ショッピングセンター協会では利用に向けたガイドラインを作成

平成19年9月19日
日本百貨店協会

緊急地震速報の本格運用開始への対応について

～『百貨店 緊急地震速報 利用ガイドライン』を策定～

日本百貨店協会（会長：中村胤夫様三越相談役）では、10月1日からの緊急地震速報の本格運用の開始と意識調査結果等を踏まえ、百貨店における緊急地震速報の利用のあり方について検討してまいりましたが、この程そのガイドライン（対応指針）を策定しましたので、その概要をお知らせします。

このガイドライン策定にあたっては、過去に百貨店が体験した大規模地震（阪神・淡路大震災、福岡西方沖地震、新潟中越地震、新潟中越沖地震など）の被災状況を検証し参考としました。

また、このガイドラインは、あくまでもひとつの事例、考え方であり、各百貨店は、これを参考に、各店の建物、施設および立地等の特性を考慮し、安全確保にもっとも適切な方法を検討し、マニュアル等を作成することとしています。

なお、緊急地震速報の受信媒体の選択、およびそれと連動するシステム化等については、各百貨店の実情を勘案し実施することとなります。

【『百貨店 緊急地震速報 利用ガイドライン』の要旨】

1. 10月1日から緊急地震速報の本格運用が開始される

- NIK、民放とも、10月から震度5弱以上の地震発生が推定されたときに震度4以上のエリアに全放送波で連動することとし、既にNIKでは告知放送を順次実施している。
- 携帯電話でも複数社による提供が'08年4月までには開始され、企業や一般家庭においても受信端末が普及し、受信者、利用者数が増加するといわれている。

このような背景を踏まえて、以下のような基本方針をまとめた。

本格運用が開始されても10月から即対応を求められるものではないが、国民の理解度・認知度も急速に高まることが想定されており、社会のインフラである百貨店としても、お客様の安全・安心の観点から、緊急地震速報の利活用に向けて、ハード面（館内放送等への緊急地震速報の連動）、ソフト面（マニュアル、訓練プログラム等）の整備を行う必要がある。

ショッピングセンターにおける 緊急地震速報利活用の ガイドライン

2007年11月



社団法人
日本ショッピングセンター協会

5

緊急地震速報の認知度に関する アンケート調査

調査概要

調査実施期間：

（第1回）平成19年5月25日（金）～30日（水）の6日間

（第2回）平成19年9月4日（火）～11日（火）の8日間

調査目的：

緊急地震速報の一般向け提供に備え、認知度等について調査を実施

調査方法：

インターネット調査（回収数設定型）

調査対象：

全国の20歳～69歳（人口構成にあわせた比率）約2,000人

回答者総数・・・第1回：2,037人、第2回：2,001人

6

緊急地震速報の認知度に関する アンケート調査（2）

主なアンケート項目及び調査結果

〔認知度〕

第1回 第2回

○名前を知ってるor聞いたことがある・・・84% → 93%

正確な名前を覚えてないが、聞いたこともあるも含む

○情報の内容(仕組み)を把握してる・・・33% → 47%

正解:地震の初期微動を検知し、大きな揺れがくることを直前に知らせる情報

「地震の発生を予知」を選択したが、猶予時間を「**数秒から数十秒程度**」※と、**情報の意味を理解**していた人を含めると・・・**72%**

※ 第2回の調査のみ、この条件を聞いている。

7

緊急地震速報の認知度に関する アンケート調査（3）

〔利用の心得〕

第1回 第2回

○家庭で適した行動をとる・・・39% → 59%

正解:頭を保護し、丈夫な机の下などに隠れ、慌てて外へ飛び出さない

○集客施設で適した行動をとる・・・84% → 87%

正解:従業員の指示に従う。指示がない場合は、頭を保護し揺れに備える

○自動車運転中で適した行動をとる・・・79% → 83%

正解:まわりの車に注意を促した後に、緩やかにスピードを落とす

「何はさておき火を消す努力をする」を選択したが、条件として「**火元の近くでは**」※と、**適切な行動を理解**していた人を含めると・・・**76%**

※ 第2回の調査のみ、この条件を聞いている。

8

緊急地震速報に係る法的な整備（気象業務法の改正）

改正の概要

緊急地震速報を地震動の予報・警報と位置づけて

1. 気象庁は地震動の予報・警報をしなくてはならない
2. NHKに地震動の警報の放送の義務
3. 気象庁以外の者による地震動の警報の禁止
4. 気象等の予報業務の許可の対象に地震動を追加

※地震動の予報とは、地震の最初のわずかな揺れから各地の揺れ(地震動)を予想し発表すること

※予報とは自然現象の予想の発表であり、そのうち警報とは重大な災害のおそれを警告する予報のこと

効果

地震動による災害が起きる前に、適切な防災行動を
とることが可能となり、被害が軽減

9

緊急地震速報の周知・広報及び利活用推進関係省庁連絡会議について

1. 趣旨・目的

気象庁は、震源に近い観測点で得られた地震波を用いて、震源や地震の規模等を短時間で推定し提供する緊急地震速報について、広く国民への提供を予定している。

この緊急地震速報を活用して、大きな揺れ(主要動)が到達する前に、一般の住民や企業の従業員及び施設利用者等が、身の安全を確保するために適切な対応をとることができれば、地震被害の大幅な防止・軽減が期待できる。一方、現状では、緊急地震速報が国民に広く浸透するには至っておらず、有効な利活用にも結びつかないおそれがある。

このため、各所管分野における、緊急地震速報を有効に利活用するための方策の検討と、国民への普及・啓発への取り組み等について、各々情報交換や施策の調整を行うとともに、各省庁の取り組みをとりまとめることとする。

2. 検討事項

各省庁の所管行政に係る以下の事項について、意見交換を行いつつ、対応状況を、適宜とりまとめていくものとする。

緊急地震速報の周知・広報の徹底

緊急地震速報を有効に利活用するための方策 等

3. これまでの開催状況

平成19年3月28日(水)	第1回開催
平成19年4月27日(金)	第2回開催
平成19年5月28日(月)	第3回開催
平成19年8月2日(木)	第4回開催
平成19年9月27日(木)	第5回開催
平成20年3月11日(火)	第6回開催

緊急地震速報に係る関係省庁連絡会議 構成員

内閣府大臣官房審議官（防災担当）
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（地震・火山対策担当）
内閣参事官（内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付）
内閣官房内閣広報室参事官
内閣府大臣官房総務課長
内閣府大臣官房政府広報室総括参事官
警察庁警備局警備課災害対策室長
金融庁総務企画局政策課長
総務省大臣官房総務課長
消防庁国民保護・防災部防災課長
消防庁国民保護・防災部防災課国民保護室長
法務省大臣官房秘書課広報室長
外務省大臣官房総務課危機管理調整室長
財務省大臣官房企画官
文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課防災推進室長
文部科学省研究開発局地震・防災研究課防災科学技術推進室長
厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室長
農林水産省経営局経営政策課災害総合対策室長
経済産業省大臣官房総務課長
国土交通省総合政策局技術安全課長
国土交通省河川局防災課長
国土地理院企画部長
気象庁総務部企画課長
気象庁地震火山部管理課長
海上保安庁警備救難部環境防災課防災対策官
環境省大臣官房総務課長
防衛省運用企画局事態対処課国民保護・災害対策室長

緊急地震速報を有効に利活用するための関係省庁の取り組み事例

省庁内での体制づくり

所管業界団体・関係団体・法人等に対して、緊急地震速報の周知・広報、利活用推進に関する協力依頼を发出、気象庁作成の「緊急地震速報」の周知・広報及び利用に関する資料を配付

省内関係者・所管団体に対し、気象庁担当者による「緊急地震速報についての説明会」を実施

省内関係者で本運用開始に向けた取り組みに関する打ち合わせを行った。

緊急地震速報の周知広報・利活用推進について、省全体で取り組んでゆくため、「緊急地震速報に係る省内連絡会議」を設置した。

緊急地震速報の利活用の促進に関する省内連絡会議において、緊急地震速報の周知・広報及び利活用に関して省内各部局が既に取り組んでいる事例等がある場合にはその旨報告するよう依頼

「緊急地震速報」の導入のための関係者による予算の打ち合わせ会議を開催した。

複数の提供事業者と面談し、提供可能なサービスについての説明を受け、関係者による予算化の検討を開始した。

所管する関係団体等に対し、緊急地震速報の周知・広報を依頼。あわせて、関係団体等には、被害を軽減できると見込まれる事業・取組みの有無等について確認

4月に行った各所管業界団体や先行利用機関への緊急地震速報の利活用の現状調査結果をとりまとめ、緊急地震速報の利活用の現状への理解を深めるとともに今後の緊急地震速報の利活用推進のための検討等に資するため、省内で情報共有を図った。

所管する特殊法人、認可法人及び公益法人に対し、「緊急地震速報の利活用の手引き(施設管理者用)Ver.1.0」を参考に、今後の検討を促すとともに、傘下会員等に対する周知も依頼。

関係業界団体と、緊急地震速報に関する勉強会を開催

執務室に緊急地震速報受信端末を設置(音声を広く伝えるためのシステムを配備)

防災関係者向け防災一斉メールシステムにおいて緊急地震速報の配信を検討

10月1日(月)から本庁舎内における緊急地震速報の庁舎内放送を開始及びそれに伴う伝達訓練を実施。

本省庁舎のエレベーターに緊急地震速報を活用した制御を導入。

本省において、緊急地震速報運用開始(10月1日)

先行的な活用・モデル実験

本庁舎において、緊急地震速報の一般向け提供の準備として、課題の抽出などを目指した「モデル実験」を開始(5月8日発令(大手町震度3を予想))

本庁舎において、緊急地震速報による対応の訓練を月一度の頻度で実施中

庁舎内で緊急地震速報の放送を行う際に参考とするため、気象庁で行われているモデル実験を視察

県警察の一部で緊急地震速報受信システムを導入した。他県においてもシステム導入に向けた検討を開始している。

地方支分部局で緊急地震速報の館内放送及び震度4以上でのエレベーター停止、水門の自動閉鎖等を実施中。これらの活用事例を参考に、今後の庁舎整備への適用について検討する。気象庁と消防庁が連携し、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）を用いた緊急地震速報の一般向け提供のモデル実験を2市町と共同で実施

各機関等で実施される防災訓練のなかで緊急地震速報受信時の対応行動訓練を実施して頂けるよう、8つの地域の地震を想定した映像等によりなる訓練用キットを作成した。

本庁、各管区等において先行提供先の団体や、地方公共団体等に対して利活用の手引き、訓練キット等により訓練実施の呼びかけを実施した。

民間放送局、都道府県等へ直接配信できるよう環境を整備、11月15日から案内開始。

その他

H19年度より特別研究「緊急防災情報としての震源断層即時推定手法の開発に関する研究」の中で電子基準点データのリアルタイム解析と緊急地震速報を組み合わせ、震源断層を推定する手法について研究を開始する予定

緊急地震速報利用者協議会(先行利用を行っている団体を主として構成される任意団体)の伝達方法等に関する検討等に対して支援を実施

緊急地震速報利用者協議会のロゴマーク、ピクトグラムの検討への支援を実施

集客施設における対応も含む「緊急地震速報の利活用の手引き」(案)を作成

港湾工事においては、緊急地震速報の導入効果について検討し、モデル工事などの実施について検討する。

官庁営繕直轄工事の一部において、緊急地震速報を利用したシステムを導入し、工事の安全性向上と第三者への安全性の確保を実施。

高速道路会社の一部のSA・PAにおいて音声放送等による利用者等への情報提供を10月より開始

6空港において緊急地震速報を航空機への情報提供として活用(10月1日)

消防法の一部改正を受けて、事業所において大規模地震に対応した消防計画を作成するための消防計画作成ガイドラインを検討し、報告書として取りまとめたところ(平成19年12月26日)。この中で、緊急地震速報を活用した初期対応について推奨しているところ。

緊急地震速報のより有効な活用を図るため気象業務法を改正。地震動の予報・警報と位置づけ、民間事業者の行う予報業務については、精度を確保する等のため、許可制度を導入。

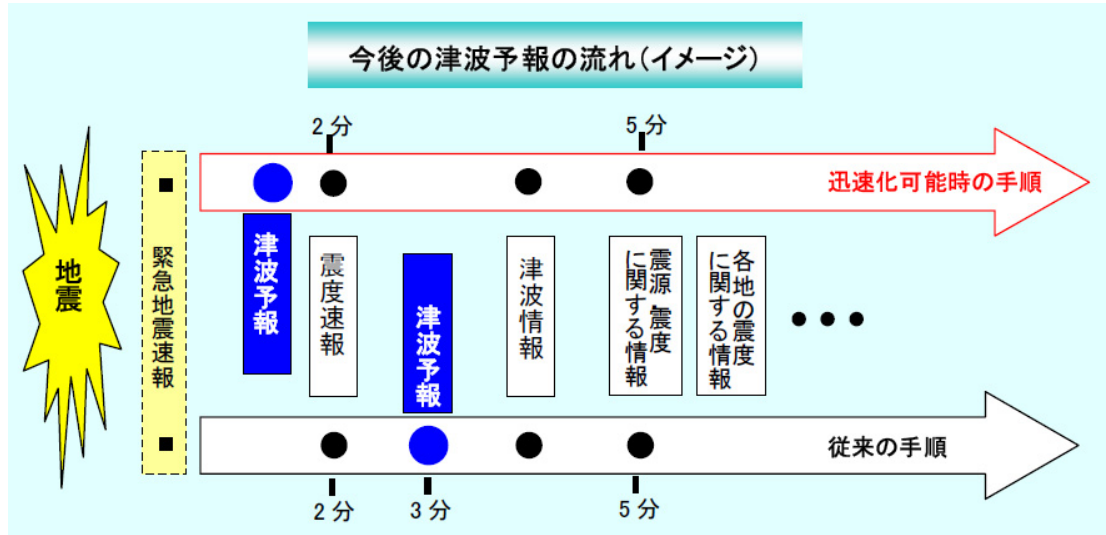
災害時要援護者に対する伝達方法について検討に着手した。

緊急地震速報利用者協議会に対し報知音の推奨音の検討を依頼。(利用者協議会において10月に推奨音を決定)

緊急地震速報を活用した津波予報迅速化

震源精度の良い地震については、緊急地震速報を活用して2分程度を目途に津波注警報を発表する。

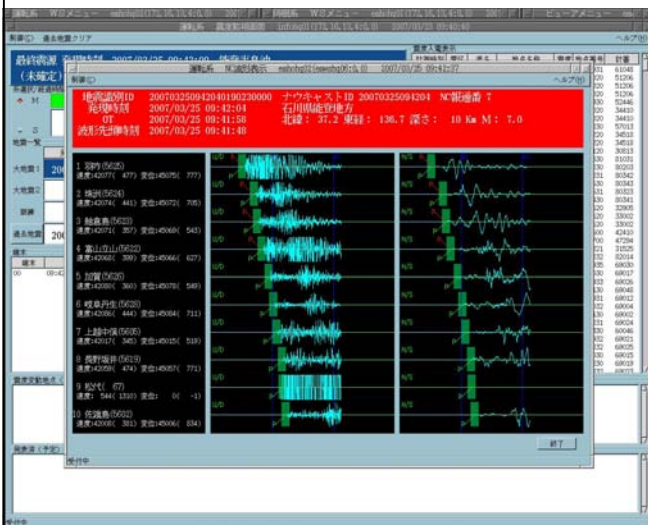
平成18年10月2日より業務開始



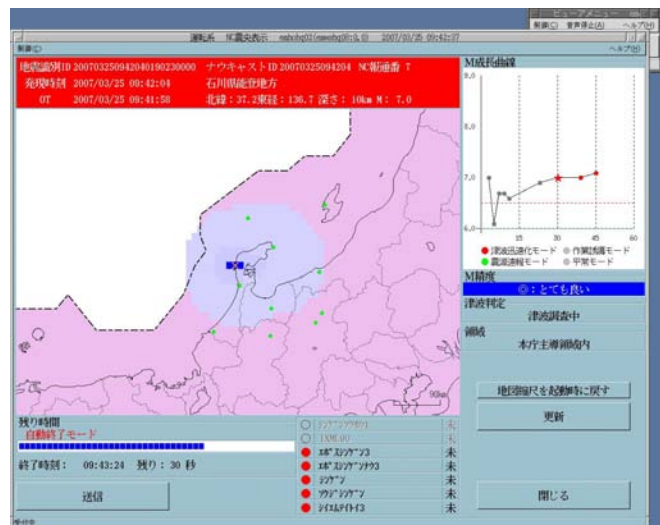
1

津波予報迅速化 (平成19(2007)年能登半島沖地震の例)

一定時間内に震源精度が安定化した段階で判定画面が起動し、作業者が震源が適切かどうかの判定処理を行う



波形表示画面(波形状態を確認)



震央表示画面(グリッドサーチ精度等を判定)

2

津波予報迅速化の実績

平成5(1993)年北海道南西沖地震以降、3分程度を目途に発表してきた津波予報発表時間が2分を切れるようになった。

平成19(2007)年能登半島沖地震 1分37秒
平成19(2007)年新潟県中越沖地震 59秒

